

参考資料5

市民懇話会、パブリックコメントの意見概要

札幌市障がい福祉計画（案）について、平成19年1月31日（水）午後6時～8時、WE
ST19（中央区大通西19丁目）において開催されました「市民懇話会」で出されたご
意見等と、平成19年2月5日～3月6日の間、行われましたパブリックコメントに寄せ
られたご意見のうち、直接、障がい福祉計画にかかわるものを以下に掲載いたします。
本計画に対しては、障がいのある方々からはもとより、日頃から障がい福祉の実践に
たずさわっておられる皆様も含めて、たくさんの方々から、経験と見識に裏打ちされた
貴重なご意見をいただきました。

いただいたご意見やご要望については、今後、第1期計画（平成18年度～20年度）を
実施していく上で、参考にさせていただき、誰もが生き生きと暮らせるまちづくりを
目指したいと考えております。

障がい福祉計画に関する市民懇話会（H19年1月31日）での主なご意見

○精神障がいの当事者の中で、ピアサポートは地域生活に移行する上ですごく効果を上
げている。札幌市の相談支援事業の中においても、ピアサポートということを見込みに入
れたものも盛り込んでほしい。

○私の場合、高機能自閉症という障がいを持っていて、知的の人や精神の人と同じよう
な困難を抱えている。しかし、手帳がないために、ホームヘルプなど適切な支援を受け
られない場合も多い。ノーマライゼーションの理念で考えるのならば、そういった障が
いを持つ人たちに対して、札幌市がどういうふうを考えているのか、そういう人たちが
必要なサービスを受けることができるように改善して欲しい。

○高次脳機能障がいという文言を入れてほしい。

パブリックコメント（H19年2月5日～3月6日）に寄せられた主なご意見

※寄せられたご意見は総数29件ですが、内容的に重複しているものも多く、以下に主要
なご意見の要旨をまとめて記載しております。

○全般について

- 施設から地域生活への移行及び社会的入院の解消を確実に進めるために「脱施設」と「地域生活の確立」を今後の障がい者施策の方針として明確にするとともに、障がい者が施設や病院を出て地域生活を実現するために必要な相談支援及び福祉サービス提供体制並びにグループホームとケアホームと福祉ホームなどの整備と拡充を進めてほしい。
- 「介助」「移動」「情報保障」等の障がい者が抱える生活上に必要なサービスについては、障がい者のニーズ（日常生活・通勤・通所）に応じて対応できるよう、原則的な対応以外にも個別の状況を勘案して実情に応じた対応を進めるとともに、具体的な対応の検討や実施に当たっては、福祉部局だけではなく教育・雇用部局等の関係機関と連携することを希望する。
- 制度のはざまに置かれている障がい者への支援について、関係者及び関係団体とともに具体的な方策を検討し対応を進めてほしい。特に、市立札幌病院が高次脳機能障がい者への支援機関としての機能を発揮できるよう検討を進めてほしい。
- 事業の実施方法を具体的に示すとともに、その実施状況及び利用者に必要な情報をホームページ等により周知してほしい。

○計画策定に当たっては、もっと障がい当事者をはじめ、関係者の参加・参画が必要だ。

○施設・病院から地域生活を実現するための、具体的な対応について。

- 施設利用者が介護、家事、外出支援のヘルパーサービス等を利用して現実の地域生活を体験できるプログラムを盛り込むことを希望する。
- 退所及び退院前に、その障がい者が必要とする福祉サービス支給量及び日中活動の場を確保してほしい。
- 住宅の確保等の必要なサポートを行うことを希望する。
- 退院支援施設及び敷地内グループホームについては、地域移行と見なさないでほしい。

○就労移行についての具体的な対応策を示してください。

- 福祉施設から一般就労へ移行するための対応。
- 一般就労した障がい者への職場定着等、その後の支援。
- 一般就労への移行が困難な障がい者への対応（福祉的就労等）と、その後の方針。
- 障がい者の就労を困難とさせている通勤、通所及び職場介助等の対応。

○障がい者雇用（一般）の促進について。

- 障がい者雇用（一般）を促進するため、札幌市が率先して、障がいのために必要とす

- 合理的配慮を提供した採用試験・方法の実施及び労働条件の整備に努めてほしい。
- 民間企業・関係機関と協力して障がい者の雇用の場の確保に努めるとともに、行政の物品・役務の発注における随意契約の際、障がい者雇用に積極的な企業を優遇することを希望する。また入札においても、達成企業を優遇する仕組みを導入してほしい。
 - 福祉的就労において、支援者の利用者への訪問や相談支援といった対応等を必要な事業として認定するなど、施設に出てこない人、出てこれない人に対する支援を認めることを希望する。

○手話通訳養成事業について札幌市として事業を継続してほしい。

○精神障がい者が継続して働き続けられるよう支援をしてほしい。

○精神障がい者の就労のための基盤づくりが必要である。

○障がい者の就労先の拡大とは、どういう形ですのか示してほしい。

○福祉現場で働く者にとって、行政は共通のお客さん（福祉サービス利用者）を相手の、よきパートナーであるべき。札幌市を見ていると、問題を自分たちだけで抱え込んでいるように思う。そもそも問題を解決するのは「障がい当事者自身」。我々は、彼らが主体的に問題を解決することをお手伝いするにすぎない。福祉現場の者も一緒に考え行動する仲間に入れて、それぞれの立場を踏まえて率直に話し合い、「協働」してこれからの札幌の「福祉」を創っていきたい。

NPO (特定非営利活動法人)

Non Profit Organization の略。営利を目的としない民間の組織・団体。特定非営利活動促進法が平成10年12月から施行され、こうした団体も法人格を取得できるようになった。

グループホーム

地域の住宅（アパート、マンション、一戸建てなど）において、数人の知的障がい者あるいは精神障がい者が共同で生活する形態であり、同居または近隣に居住している世話人により日常的援助（食事の世話など）が行われる。

支援費制度

ノーマライゼーションの理念を実現するため、これまで行政が「行政処分」として福祉サービスを決定してきた「措置制度」を、障がい者自らがサービスを選択し、サービスの提供をする施設・事業者と対等の関係に立って、契約に基づきサービスを利用する制度。平成15年4月から実施された。しかし、障がい種別毎の縦割りのサービス提供、地方自治体間のサービス格差、増え続けるサービス利用のための財源確保といった課題も指摘され、これらを改善するために障害者自立支援法が制定・施行された。

障害者自立支援法

障がい者の地域生活と就労を進め自立を支援する観点から、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービスを、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設した。

障害程度区分

障害福祉サービスの必要性を明らかにするために障がい者等の心身の状態を総合的に示すものとして定められた区分。

しょうがい ふくし 障害福祉サービス

しょうがいしゃ じりつ し えんほう じりつ し えんきゅうふ かい ご きゅうふおよ くんれんとうきゅうふ しょう
障害者自立支援法において、自立支援給付のうち介護給付及び訓練等給付の諸サービ
スそうしょう ようご ぐたいてき きょたくかいご じゅうどほうもんかいご こうどうえんご りょうようかいご
を総称する用語であり、具体的には、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、
せいかつかいご じどう たん きにゅうしょ じゅうどしょうがいしゃとうほうかつ し えん きょうどうせいかつかいご しせつ
生活介護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設
にゅうしょ し えん じりつくんれん しゅうろう い こう し えん しゅうろうけいぞく し えんおよ きょうどうせいかつえんじょ さ
入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を指す。

しんたいけい 新体系サービス

しょうがいしゃ じりつ し えんほう じゅうざいしょう しゅべつごと ぶんりつ きょたく しせつ
障害者自立支援法により、従来障がい種別毎に分立し居宅サービス、施設サービスに
くぶん かい ご きゅうふ くんれんとうきゅうふ ちいきせいかつ し えん じきょう さいへん
区分されていたサービスが、介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業に再編された。
このうち、かいご給付、訓練等給付で利用できるサービスは、きのうめんから「訪問系サービ
スにっちゅうかつどうけい きまじゅうけい たいべつ」、「日中活動系サービス」、「居住系サービス」に大別できる。

にんにち つき 人日／月

げっかん りょうにんずう ひとり つきあ へいきんりょうにっすう しょう
月間の利用人数に1人1月当たりの平均利用日数を乗じたもの。

ノーマライゼーション

しょう しゃ こうれいしゃ ふく にん すがた ひと おな
障がい者や高齢者などを含むすべての人が、そのあるがままの姿でほかの人と同じよ
うせいかつ かつどう しゃかい めざ りねん
うに生活し、活動することができる社会を目指すという理念。

しょうがいしゃじりつしえんほうしょう 障害者自立支援法(抄)

へいせいねんがつなのかほりつだいごう
(平成17年11月7日、法律第123号)

だいしょうしょうがいふくしけいかく 第5章 障害福祉計画

きほんししん (基本指針)

だいじょうこうせいろどうだいじんしょうがいふくしおよそうだんしえんならしちょうそんおよとどうふけん
第87条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の
ちいきせいかつしえんじぎょうてきょうたいせいせいびじりつしえんきゅうふおよちいきせいかつしえんじぎょうえんかつ
地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な
じっしかくほきほんてきししんいかきほんししん
実施を確保するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 しょうがいふくしおよそうだんしえんてきょうたいせいかくほかんきほんてきじょう
障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項
 - 二 じじょうだいこうきていしちょうそんしょうがいふくしけいかくおよだいじょうだいこうきていとどうふけん
次条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び第89条第1項に規定する都道府県
しょうがいふくしけいかくさくせいかんじこう
障害福祉計画の作成に関する事項
 - 三 たじりつしえんきゅうふおよちいきせいかつしえんじぎょうえんかつじっしかくほひつよう
その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な
じこう
事項
- 3 こうせいろどうだいじんきほんししんさだまたへんこうちたい
厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを
こうひょう
公表しなければならない。

しちょうそんしょうがいふくしけいかく (市町村障害福祉計画)

だいじょうしちょうそんきほんししんそくしょうがいふくしそうだんしえんおよちいきせいかつしえん
第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援
じぎょうてきょうたいせいかくほかんけいかくいかしちょうそんしょうがいふくしけいかく
事業の提供体制の確保に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定め
るものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 かくねんどしていしょうがいふくしまたしていそうだんしえんしゅるいひつようりょう
各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の
みこ
見込み
 - 二 ぜんごうしていしょうがいふくしまたしていそうだんしえんしゅるいひつようみこみりょうかくほ
前号の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保
のための方策
 - 三 ちいきせいかつしえんじぎょうしゅるいじっしかんじこう
地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
 - 四 たしょうがいふくしそうだんしえんおよしちょうそんちいきせいかつしえんじぎょうてきょうたいせい
その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制
かくほかんひつようじこう
の確保に関し必要な事項
- 3 しちょうそんしょうがいふくしけいかくとうがいしちょうそんくいきしょうがいしゃとうかずしょうがいじょぼう
市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況
たじじょうかんあんさくせい
その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 4 しちょうそんしょうがいふくしけいかくしょうがいしゃきほんほうだいいじょうだいこうきていしちょうそんしょうがいしゃけいかく
市町村障害福祉計画は、障害者基本法第9条第3項に規定する市町村障害者計画、

しゃかい ふくし ほうだい じょう きてい しちょうそん ちいき ふくし けいかく た ほうりつ きてい けいかく
社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画で
あって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければなら
ない。

- 5 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、
住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 6 障害者基本法第26条第4項の地方障害者施策推進協議会を設置する市町村は、市町
村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該地方障害者
施策推進協議会の意見を聴かなければならない。
- 7 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、
都道府県の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都
道府県知事に提出しなければならない。

と どう ふ けんしやうがい ふくし けいかく (都道府県障害福祉計画)

だい じょう と どう ふ けん きほん ししん そく しちょうそんしやうがい ふくし けいかく たっせい し かく
第89条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各
市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事
業の提供体制の確保に関する計画（以下「都道府県障害福祉計画」という。）を定め
るものとする。

- 2 都道府県障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の指定障害福祉サービ
ス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 二 前号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な
見込量の確保のための方策
 - 三 第一号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定相談支援に従事する者の確保
又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - 四 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数
 - 五 指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関
する事項
 - 六 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
 - 七 その他障害福祉サービス、相談支援及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制
の確保に関し必要な事項
- 3 都道府県障害福祉計画は、障害者基本法第9条第2項に規定する都道府県障害者計
画、社会福祉法第108条に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定に
よる計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたもので
なければならぬ。

- 4 都道府県障害福祉計画は、医療法(昭和23年法律第205号)第30条の3第1項に規定する医療計画と相まって、精神病院(精神病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。)に入院している精神障害者の退院の促進に資するものでなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者基本法第26条第1項の地方障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(都道府県知事の助言等)

- 第90条 都道府県知事は、市町村に対し、市町村障害福祉計画の作成上の技術的事項について必要な助言をすることができる。
- 2 厚生労働大臣は、都道府県に対し、都道府県障害福祉計画の作成の手法その他都道府県障害福祉計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言をすることができる。

(国の援助)

- 第91条 国は、市町村又は都道府県が、市町村障害福祉計画又は都道府県障害福祉計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

札幌市障がい福祉計画

平成18年度～平成20年度(第1期)

平成19年(2007年)3月発行

発行：札幌市

編集：札幌市保健福祉局保健福祉部障がい福祉課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

電話 (011) 211-2936 FAX (011) 218-5181

市政等資料番号	01-G04-06-1109
広報印刷番号	18-1-107
担当部局保存期間	永年
関係部局保存期間	3年

